各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁防災情報室長 (公 印 省 略)

災害情報伝達手段の多重化・多様化の推進等について

近年の水害や土砂災害においては、避難勧告等や防災気象情報が、住民に対し十分に伝達できていない、大雨の際には屋外からの音声が聞こえにくいなどの課題が挙げられており、迅速かつ的確な情報伝達のための取組が一層求められています。各市区町村においては、災害時における住民への情報伝達を的確に行うため、地域の実情に応じ、情報伝達手段の多重化・多様化を図る必要があります。

情報伝達手段のなかでも、防災行政無線は災害時の地域住民への情報伝達手段として大きな役割を担っています。特に、高齢者等防災情報が届きにくい方々にきめ細かく行き渡らせるためには、住居内の戸別受信機が有効と考えられることから、その普及促進を図ることが重要です。

こうしたことから、消防庁では、「防災行政無線等の戸別受信機の普及促進に関する研究会報告(平成29年6月総務省)」を踏まえ、戸別受信機の普及促進方策の実現に向けて、「防災行政無線等の戸別受信機の標準的なモデル等のあり方に関する検討会」(以下「検討会」という。)を開催し検討を進めてまいりましたが、今般、その報告書を取りまとめました。(URL:http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h30/03/300327_houdou_5.pdf)

貴職におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対して、検討会の報告書について周知するとともに、下記の事項に留意の上、戸別受信機の普及等を通じた災害時の情報伝達体制の強化に取り組んでいただくようお願いいたします。

本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言と して発出するものであることを申し添えます。

記

1 災害時に住民が避難勧告等の情報を確実に受け取ることができるようにする ため、地域の実情を踏まえつつ、「災害情報伝達手段の整備等に関する手引き」 (平成28年3月消防庁)等も参考の上、情報伝達手段の多重化・多様化を推進 すること。

- 2 近年の災害等を踏まえ、戸別受信機がより強く求められる次の世帯等への積極的な整備を推進されたいこと。
 - ・土砂災害警戒区域や洪水災害のおそれのある地域、住宅密集地域内の各世帯
 - ・高齢者等防災情報が届きにくい方々がいる世帯
 - ・保育園・幼稚園・こども園、社会福祉施設や不特定多数の方々が利用するマーケット、遊技場等の商業施設
- 3 戸別受信機を整備する際、検討会においてとりまとめた標準的なモデルの戸別 受信機を活用することが考えられること。
- 4 その際、各市区町村の導入検討の手引きとなるよう仕様書(例)を作成しているため活用されたいこと。

なお、仕様書(例)には、防災行政無線の親局、屋外拡声子局及び戸別受信機の間の相互接続性に関する基本的な考え方や留意点等も示しているため、確認のうえ参考とされたいこと。

5 防災行政無線の戸別受信機の配備に要する経費については、平成 32 年度まで特別交付税措置を延長するとともに、新たに、戸別受信機と同等の機能を有するその他の装置(FM 放送の自動起動ラジオ、MCA 陸上移動通信システムの屋内受信機、市町村デジタル移動通信システムの屋内受信機、280MHz 帯電気通信業務用ページャーの屋内受信機、V-Low マルチメディア放送の屋内受信機)の配備に要する経費についても、平成 30 年度から特別交付税措置を講じることとしていること。

(連絡先)

消防庁 国民保護·防災部 防災情報室

担当:鈴木課長補佐、城門係長、矢野事務官

TEL: 03-5253-7526 FAX: 03-5253-7536